別添１１

○総務省告示第　　　号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器型式検定規則第四条第一項ただし書の規定による無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成　　年　　月　　日

総務大臣　石田　真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別表　機器の測定回路及び測定方法 | 別表　機器の測定回路及び測定方法 |
| 以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1 $\times 10^{-8}$以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。 | 以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1 $\times 10^{-8}$以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。 |
| ［1～17　略］ | ［1～17　同左］ |
| 18　船舶に設置する無線航行のためのレーダー | 18　船舶に設置する無線航行のためのレーダー |
| 試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。 | 試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。 |
| (1)　指定周波数帯幅 | (1)　指定周波数帯幅 |
| 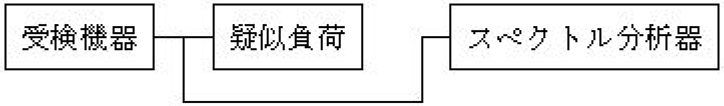  | 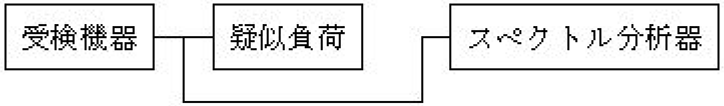  |
| 受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。 | 受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。 |
| チャープレーダーの場合、チャープ変調を行った状態で測定する。 | チャープレーダーの場合、チャープ変調を行った状態で測定する。 |
| 半導体素子を使用したレーダーの場合、各成分について占有周波数帯幅を測定する。 | |
| (2)　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度 | (2)　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度 |
| 測定回路は、(1)に同じ。 | 測定回路は、(1)に同じ。 |
| 受検機器を動作させたときの各スプリアス成分の平均電力を測定する。 | 受検機器を動作させたときの各スプリアス成分の平均電力を測定する。 |
| (3)　スプリアス領域における不要発射の強度 | (3)　スプリアス領域における不要発射の強度 |
| 試験方法は、次のとおりとする。 | 試験方法は、次のとおりとする。 |
| ①　測定サイトの条件 | ①　測定サイトの条件 |
| ア　屋外サイトで遠方界条件を満足すること。 | ア　屋外サイトで遠方界条件を満足すること。 |
| イ　大地及び周囲からの反射を抑圧すること。 | イ　大地及び周囲からの反射を抑圧すること。 |
| ウ　受信アンテナを上下左右それぞれについてλD／2H移動した場合でも受信レベルの変動幅は３dB以内であること。 | ウ　受信アンテナを上下左右それぞれについてλD／2H移動した場合でも受信レベルの変動幅は３dB以内であること。 |
| λ：送信波長 | λ：送信波長 |
| D：送受信間距離 | D：送受信間距離 |
| H：送信アンテナ高　(単位はすべてm) | H：送信アンテナ高　(単位はすべてm) |
| ②　測定回路 | ②　測定回路 |
| 測定回路は、次のとおりとし、較正されたアンテナ及びスペクトル分析器を使用すること。 | 測定回路は、次のとおりとし、較正されたアンテナ及びスペクトル分析器を使用すること。 |

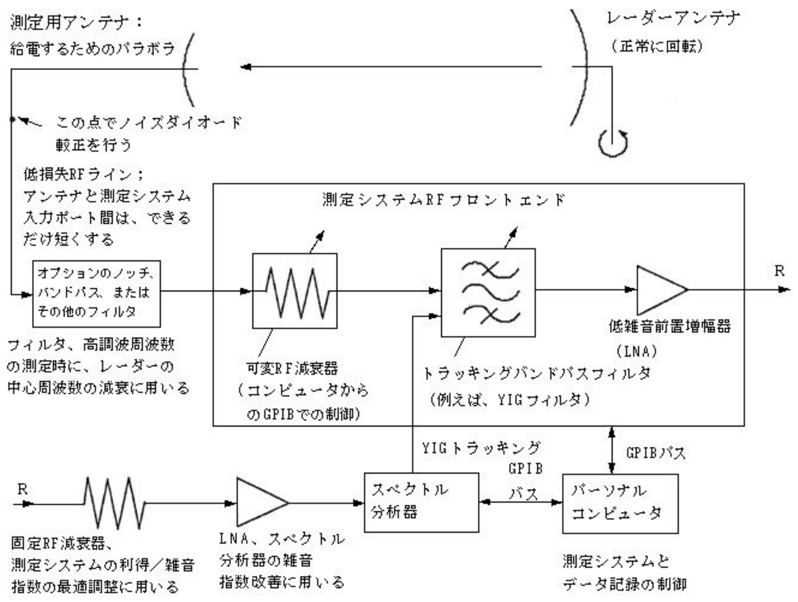


③　測定手順

受検機器を動作させ、スペクトル分析器により、測定周波数範囲の受信レベルの最大値を測定する。

ア　測定周波数範囲は、次のとおりとする。

送信機及び送信アンテナに使用される導波管等のカットオフ周波数の0.7倍から送信周波数の５倍までとする。ただし、26GHzを超える場合は、26GHzまでとする。

イ　スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引スパン：０Hz

分解能帯域幅：平成17年総務省告示第1232号の参照帯域幅による

ビデオ帯域幅：分解能帯域幅以上

掃引時間：送信アンテナが回転する場合は、1回転に要する時間以上

(4)　空中線電力の偏差

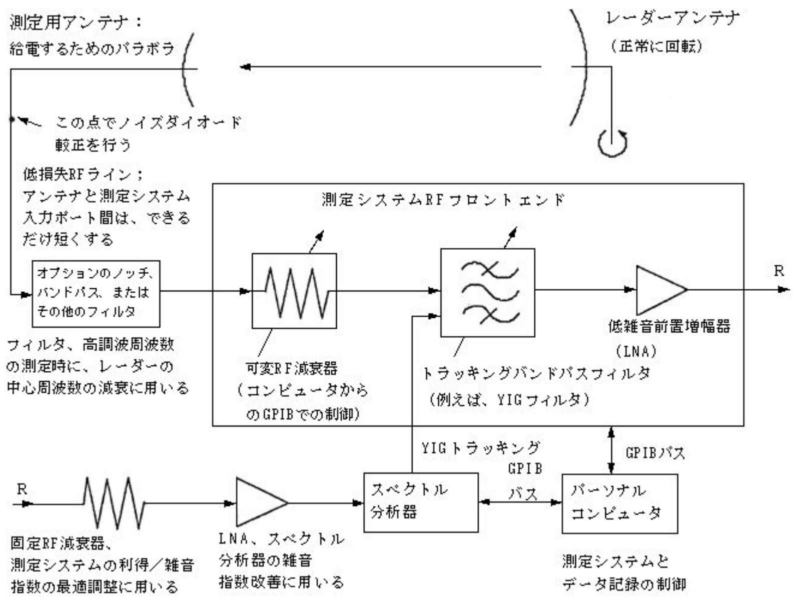


③　測定手順

受検機器を動作させ、スペクトル分析器により、測定周波数範囲の１MHzごとに受信レベルの最大値を測定する。

ア　測定周波数範囲は、次のとおりとする。

送信機及び送信アンテナに使用される導波管等のカットオフ周波数の0.7倍から送信周波数の５倍までとする。ただし、26GHzを超える場合は、26GHzまでとする。

イ　スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引スパン：０Hz

分解能帯域幅（最大１MHz）：1／（送信パルス幅）

ビデオ帯域幅：分解能帯域幅以上

掃引時間：送信アンテナが回転する場合は、1回転に要する時間以上

(4)　空中線電力の偏差

| | |
|---|---|
| 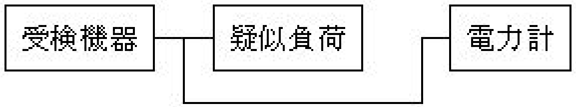<br>受検機器を動作させたときの尖頭電力を測定する。<br>(5)　上記以外の測定項目<br>２の(6)に同じ。 | 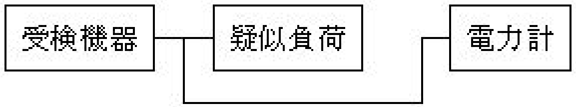<br>受検機器を動作させたときの尖頭電力を測定する。<br>(5)　上記以外の測定項目<br>２の(6)に同じ。 |

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。